



松戸市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



松戸市

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
(1)	はじめに	1
(2)	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	パートナーシップ宣誓をするには	2
(1)	宣誓をすることができる方	2
(2)	パートナーシップ宣誓に必要なもの	3
(3)	パートナーシップ宣誓の流れ	4
3	宣誓証明書について	5
(1)	宣誓証明書の交付を申請するには	5
(2)	宣誓内容に変更があった場合	5
(3)	宣誓証明書の返還	5
4	都市間連携について	6
(1)	松戸市から転出する場合	6
(2)	松戸市に転入する場合	6
(3)	留意事項	6
5	その他（参考資料）	7
(1)	松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	7
(2)	パートナーシップ宣誓書〈第1号様式〉	11
(3)	パートナーシップ宣誓継続申告書〈第2号様式〉	12
(4)	子に関する届〈第3号様式〉	13
(5)	パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書〈第4号様式〉	14
(6)	宣誓証明書〈第5号様式〉・宣誓証明カード〈第6号様式〉	15
(7)	パートナーシップ変更・解消届〈第7号様式〉	16

1 パートナーシップ宣誓制度について

(1) はじめに

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言（平成 10 年）の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指しています。

その一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を令和 2 年 11 月から開始しました。

松戸市は、人に優しくすべての人の人権が大切にされる社会を築くため、今後も様々な人権施策を進めていきます。

(2) パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとし、共同生活において、対等な立場で、必要な費用を分担し、お互いに責任を持って協力していくことを約束した2人の関係です。

この制度は、パートナーシップ関係にある方々の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書やパートナーシップ宣誓証明カードを交付するものです。これにより法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと生活することができるよう、市がお二人の思いを尊重し、応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、多様なパートナーシップ、家族の在り方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

2 パートナーシップ宣誓をするには

(1) 宣誓をすることができる方

以下の要件(①～⑤)をすべて満たす方が、宣誓をすることができます。

① 成年に達していること

満18歳以上の方

② 松戸市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は転入を予定している方。

(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。)

※転入予定の方は、宣誓の際に転入予定日を記載してください。

③ 配偶者がいないこと

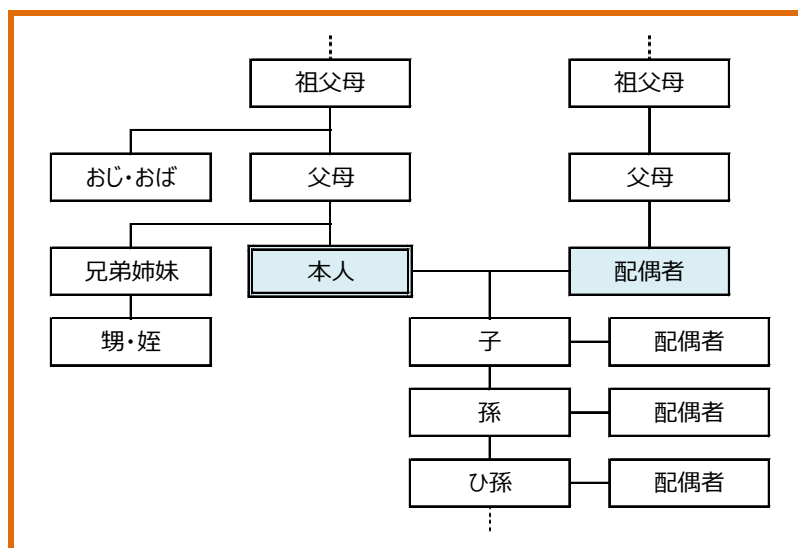
戸籍謄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)を提出してください。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

⑤ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。下図を参照)



(2) パートナーシップ宣誓に必要なもの

宣誓には、以下(①～⑤)のものが必要となります。

① パートナーシップ宣誓書(第1号様式)

「宣誓者」及び「確認事項」欄を、もれなく記入してください。

様式は行政経営課の窓口に準備してあります。

※松戸市のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jinken_danjo/jinken/partnership.html>

② 現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。

◆住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)

◆マイナンバーカード(「通知カード」や「個人番号通知書」ではありません)

◆運転免許証等の官公署が発行した証明書(現住所が記載されたもの)

③ 独身であることを証明する書類

戸籍謄本等をお持ちください。(3か月以内に発行されたもの)

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

④ 本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等

⑤ 子に関する届(第3号様式) ※希望者のみ

子(未成年の実子又は養子)の名前を証明書及び証明カードに記載する場合に提出してください。

15歳以上の子については、本人の同意を得たうえで届出してください。

子であることが証明できる書類(戸籍謄本、住民票の写し、母子手帳など)も一緒に提出してください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

(3) パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

①電話又はメールにて事前連絡

必ず事前に行行政経営課まで連絡をしてください。
宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

(連絡先) 行政経営課 〈平日 8 時 30 分～17 時〉
TEL:047-366-7311 FAX:047-364-6919
Mail mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp

※宣誓及び宣誓証明書等の交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

②パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろって行政経営課までお越しください。

※個室での対応となります。

※ご病気等によりお二人でお越しになれない事情がある方は、ご相談ください。

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

※内容確認等に時間を要する場合があります。

③宣誓証明書・証明カードの交付申請

宣誓と同時に、宣誓証明書等の交付を申請することができます。

④宣誓証明書・証明カードの受領

3 宣誓証明書について

(1) 宣誓証明書の交付を申請するには

宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を申請することができます。申請できるのは、宣誓者及び届け出をされた子です。

「パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(第4号様式)」を提出してください。

宣誓の要件等に不備が無いことを確認後、宣誓証明書等を交付します。

※申請書の旧字体は証明書等で再現できない場合がありますのでご了承ください。

※各書類の様式は11ページ以降を参照してください。

(2) 宣誓内容に変更があった場合

次の場合は、「パートナーシップ変更・解消届(第7号様式)」を提出してください。

- ◆宣誓書の記載事項に変更があった
- ◆パートナーシップを解消した
- ◆双方が市外への転出をした
- ◆一方が死亡した
- ◆宣誓書の確認事項に変更があり、要件を満たさなくなった

(3) 宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や双方が市外への転出をしたときは、宣誓証明書等を市に返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

パートナーシップの無効

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。その場合、無効とした宣誓証明書の番号を公表します。

4 都市間連携について

松戸市と連携している自治体の間で転入・転出する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携している自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 松戸市から転出する場合

松戸市から連携している自治体へ転出する場合、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードの返還は必要ありません。転出先の自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 松戸市に転入する場合

◆継続申告の流れ

- ①事前に電話又はメールにて、行政経営課までご連絡ください。
- ②予約した日時に必要書類をお持ちの上、行政経営課までお越しください。
※お二人のうち、どちらかお一人でも手続きは可能ですが、本人確認書類等は
お二人分お持ちください。
- ③必要書類を市職員が確認し、不備等がない場合、継続申告が完了します。
※「パートナーシップ宣誓証明書」は、継続申告した方全員に発行されます。
- ④「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を希望する場合は、申請してください。
- ⑤宣誓証明書・証明カードの受領

◆必要書類

継続申告には、以下(①～④)のものが必要となります。

- ①パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式)
- ②転出元の自治体で交付された「パートナーシップ宣誓書」等
- ③現住所を確認できるもの(松戸市に転入したことがわかるもの:3ページ参照)
- ④本人確認ができるもの(3ページ参照)

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

(3) 留意事項

- ◆継続申告書の予約をいただいた際、松戸市から転出元の自治体へ継続申告の旨を連絡します。
- ◆継続申告の手続きが完了した後は、宣誓証明書・証明カードの再交付や返還等については、「松戸市パートナーシップ宣誓制度」の取扱いに則ります。

5 その他（参考資料）

（１）松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を 約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を 分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(3) 申告 本市域内へ転入前に、別に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する証明書及び証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

（宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。

(2) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者のうちのいずれかが、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者であり、又はパートナーシップの宣誓後、市長が定める期間内に本市への転入を予定している者であること。

(3) 現に婚姻していない者であること。

(4) パートナーシップを宣誓しようとする者以外の者と既にパートナーシップを形成している者でないこと。

(5) パートナーシップを宣誓しようとする2人の者が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士（同法第729条の規定により親族関係

が終了した者同士を除く。)でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者(以下「宣誓者」という。)が、いずれも本市域内へ住所を有していない場合は、宣誓書に記載した転入予定日から14日以内に、本市域内へ転入したことが確認できるもの(住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。))であって住所が記載されているもの)を提出し、又は提示するものとする。

3 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(申告の方法)

第6条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式。以下「申告書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって別に定める地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第3項及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による申告は第4条第1項の規定による宣誓とみなし、申告した者は、宣誓者とみなすものとする。

(子に関する届出)

第7条 宣誓者は、一方又は双方の未成年の子(実子又は養子に限る。以下「子」という。)の届出をすることができる。

2 子の届出をしようとする者は、子に関する届(第3号様式)を宣誓者の双方で記載し、

次に掲げる書類を添え、当該子の実親又は養親が市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の子について届出をするときは事前に当該子の同意を得るものとする。

- (1) 子であることを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 宣誓者は、前項の規定による届出事項に変更があった場合は、子に関する届に変更後の事項を確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 宣誓者又は15歳以上の子は、当該子の届出の削除を希望するときは、子に関する届を市長に提出するものとする。

5 前3項の規定により子に関する届を受けたときは、第4条第3項に規定する方法により、本人確認を行うものとする。

(証明書及び証明カードの交付)

第8条 宣誓者及び前条の規定により届出をされた子は、第13条の規定に基づき宣誓書又は申告書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(第4号様式)により、パートナーシップ宣誓証明書(第5号様式。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(第6号様式。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合は、当該申請を行った者に対し、第4条第3項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。この場合において、第5条の規定により通称名を使用したときは、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。

3 第6条第1項に規定する申告をした場合は、第1項に規定する証明書の交付申請をしたとみなすものとする。

4 市長は、前条第2項の届出を受けている場合は、証明書及び証明カードに当該届出を受けた子の氏名及び生年月日を記載するものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(第7号様式)により市長に届け出るものとする。この場合において、第4条第3項に規定する本人確認の手続を準用する。

(1) 住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、変更後の事項を確認できる書類を提出し、又は提示するものとする。

(2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 双方が市外へ転出したとき。

(4) 一方が死亡したとき。

(5) 宣誓時に提出した書類の確認事項に変更があり、宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 宣誓者は、前項第2号、第3号又は第5号に該当する場合には、交付を受けた証明書及

び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により証明書及び証明カードを返還することが困難なときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。

5 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、第1項の規定により届出がなされ、第2項の規定により証明書及び証明カードが返還されたものとみなすことができる。

(パートナーシップの無効)

第10条 パートナーシップは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合は、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓書及び申告書の取扱い)

第11条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われたパートナーシップの宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書及び申告書の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(2) パートナースhip宣誓書〈第1号様式〉

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 松戸市長

私たちは、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名 (自 署)		
(通称名の場合、 戸籍上の氏名) ※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号	()	()

※1 外国人等の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確認事項（該当項目に✓をつける）	
第1号	2人とも、成年に達している。	☐
第2号	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	☐
	いずれも市外在住の場合 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※2 転入予定日 年 月 日	☐
第3号	2人とも、婚姻していない。	☐
第4号	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。	☐
第5号	直系血族又は3親等内の傍系血族の関係ではない。（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）	☐
	直系姻族の関係ではない。	☐
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	☐

※2 市内に転入したことがわかるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

(3) パートナーシップ宣誓継続申告書〈第2号様式〉

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓継続申告書

（宛先）松戸市長

私たちは、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

申 告 者		
（フリガナ）		
氏 名 （自 署）		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名） ※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号	（ ）	（ ）

※1 外国人等の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合は、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、申告に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に✓をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	☐
第3条	第1号 2人とも、成年に達している。	☐
	第2号 2人の少なくともいずれか一方が、本市内に住所を有している。	☐
	第3号 2人とも、配偶者がいない。	☐
	第4号 2人とも、共に申告を行おうとしている者以外とのパートナーシップを形成していない。	☐
	第5号 2人が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	☐
本申告書に基づき転入前の地方公共団体に申告内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。 氏 名 氏 名		

(4) 子に関する届〈第3号様式〉

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

子に関する届

（宛先）松戸市長

松戸市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、子に関する届を提出します。

理由（いずれかに○をしてください。）

（1）子の氏名の記載

（2）子の氏名の削除

（3）その他

（

）

上記に関する子

（フリガナ）		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 者 ^{※1} ^{※2}		
（フリガナ）		
氏 名		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）		
生年月日	年 月 日	年 月 日

届 出 者

氏 名	
-----	--

※1 子の氏名の記載の場合には、宣誓者双方が自署してください。

※2 既に宣誓されている方は、パートナーシップ宣誓証明書（様式第5号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第6号様式）を添付して提出してください。

確認事項（該当する□に「✓」をつける）

子の同意を得ている。※15歳以上の子の記載の場合	☐
--------------------------	--------------------------

(5) パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書〈第4号様式〉

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（宛先）松戸市長

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣 誓 者		
（フリガナ）		
氏 名		
（通称名の場合、 戸籍上の氏名）※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に✓をつける）		
種 別	☐ パートナーシップ宣誓証明書	☐ パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは1人1枚のみ交付します。

窓口に来た者（宣誓者のいずれか もしくは届出をされた子）	
住 所	
氏 名	
電話番号	（ ）
証明書の交付を 必要とする理由	（証明カードの再交付の場合 ☐ 紛失 ☐ 毀損・汚損）※3

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失・毀損等やむを得ない場合に限りします。

次の事項を確認してください。

確認事項（該当項目に✓をつける）			
第2条	パートナーシップの関係を維持している。		☐
第3条	第1号	2人とも成年に達している。	☐
	第2号	2人の少なくともいずれか一方が、本市内に住所を有し、又は本市内への転入を予定している。	☐
	第3号	2人とも配偶者がいない。	☐
	第4号	2人ともパートナー以外の者とのパートナーシップを形成していない。	☐
	第5号	2人が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係ではない（親族関係が終了した場合を除く。）。	☐

(6) 宣誓証明書〈第5号様式〉・宣誓証明カード〈第6号様式〉

第5号様式（第8条関係）

(表)

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名 _____

住所 _____

子 氏名 _____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

宣誓日 _____ 年 月 日

氏名 _____

住所 _____

子 氏名 _____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

_____ 年 月 日生

上記両名が、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

・同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、努力してまいります。

松 戸 市 長 ○ ○ ○ ○

(裏)

注意事項

- この証明書は、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の趣旨に従って利用すること。
- 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出る。
 - 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - 双方が本市から転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。
 - 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2、3、4、5に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係を言います。

- 互いの同意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- 同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。

- 配偶者がいないこと。
- パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。（親族関係が終了した場合を除く。）

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に

転入予定日
年 月 日

転入予定日を記載します。

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

(フリガナ)		
氏 名		
戸籍上の氏名		

第6号様式（第8条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓証明カード

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 _____ 年 月 日

氏名 _____

住所 _____

_____ 年 月 日生

交付日 _____ 年 月 日

氏名 _____

住所 _____

_____ 年 月 日生

松 戸 市 長 ○ ○ ○ ○

(裏)

注意事項

- このカードは、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の趣旨に従って使用すること。
- 次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出る。
 - 宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - パートナーシップが解消されたとき。
 - 双方が本市から転出したとき。
 - 一方が死亡したとき。
 - 宣誓の要件に該当しなくなったとき。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）

(氏名)	(氏名)
(戸籍上の氏名)	(戸籍上の氏名)

子の氏名

○ ○ ○ ○ (年 月 日)

特記事項

(7) パートナーシップ変更・解消届〈第7号様式〉

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（宛先）松戸市長

松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣誓日	年 月 日
-----	-------

宣 誓 者		
（フリガナ）		
氏 名		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る）	
住 所	
氏 名	
原因日	年 月 日
変更する事項又は解消した理由 （右のいずれかに✓）	☐住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項の変更 ※1 ☐パートナーシップの解消 ※2 ☐双方が本市から転出した ※2 ☐一方の死亡 ☐宣誓の要件に該当しなくなった ※2
電話番号	（ ）

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3か月以内に発行されたもの））を提出してください。

※2 パートナーシップ宣誓証明書（第5号様式）及びパートナーシップ宣誓証明カード（第6号様式）を返還してください。

注意：宣誓者のうち、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者があるときには、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。

**松戸市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック
(第4版)**

令和2年11月発行

令和4年4月改訂

令和5年4月改訂

令和7年2月改訂

協力 すこたんソーシャルサービス

発行 松戸市

編集 松戸市総務部行政経営課

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5

TEL 047-366-7311

FAX 047-364-6919

Mail mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp